

クラウドファンディング活用による
観光交流拠点整備事業
募集要項

2020年4月

一般社団法人 山口県観光連盟

1 クラウドファンディング活用による観光交流拠点整備事業について

(1) 目的

インターネットを經由して、多数の者から資金の提供を受けるクラウドファンディングの仕組みを利用して、観光客ニーズに対応した魅力ある観光交流拠点等の創出・運営に取り組む意欲ある観光事業者等に対し、一般社団法人山口県観光連盟（以下「当連盟」という。）が出資（以下「支援投資」という。）をすることにより、観光交流拠点等の整備を促進し、山口県への更なる観光客誘致につなげていくことを目的として実施します。

(2) 事業スキームの概要

ア クラウドファンディング活用による観光交流拠点整備事業（以下「CF活用事業」という。）は、観光交流拠点等の建設、改修を行うに当たり、投資型又は購入型クラウドファンディングの仕組みを利用して整備費用を調達する事業者（以下「活用事業者」という。）に対し、資金面での支援や整備された施設のPR等を行うものです。

イ 当連盟は、活用事業者が、自ら利用するクラウドファンディングにおいて、募集目標金額の2分の1以上の投資を獲得した場合に、当該事業者に対し支援投資（出資限度額内）します。

当連盟からの支援投資は活用事業者が利用したクラウドファンディングを通じて行いますが、その際、投資型の場合は、当連盟は他の投資家と同様に、クラウドファンディングの運用による分配金を受け取り、購入型の場合は、活用事業者によるサービス・商品（サービス利用券・商品引換券等）の提供を受けます。

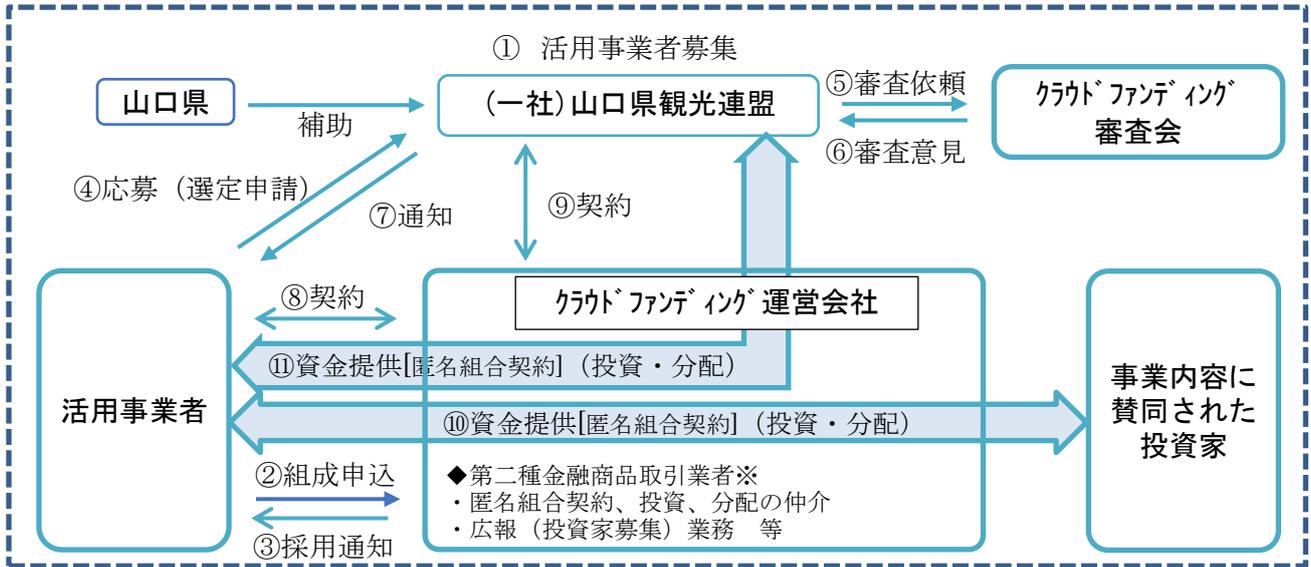
ウ 活用事業者から提供を受けたサービス・商品（サービス利用券・商品引換券等）については、体験モニターなど、活用事業者によるサービスの向上等に資する取組に活用します。

エ CF活用事業におけるクラウドファンディングの運営については、活用事業者が選定したクラウドファンディング運営会社（以下「CF運営会社」という。）が担います。

オ 観光交流拠点等として整備された施設のPR等を行います。

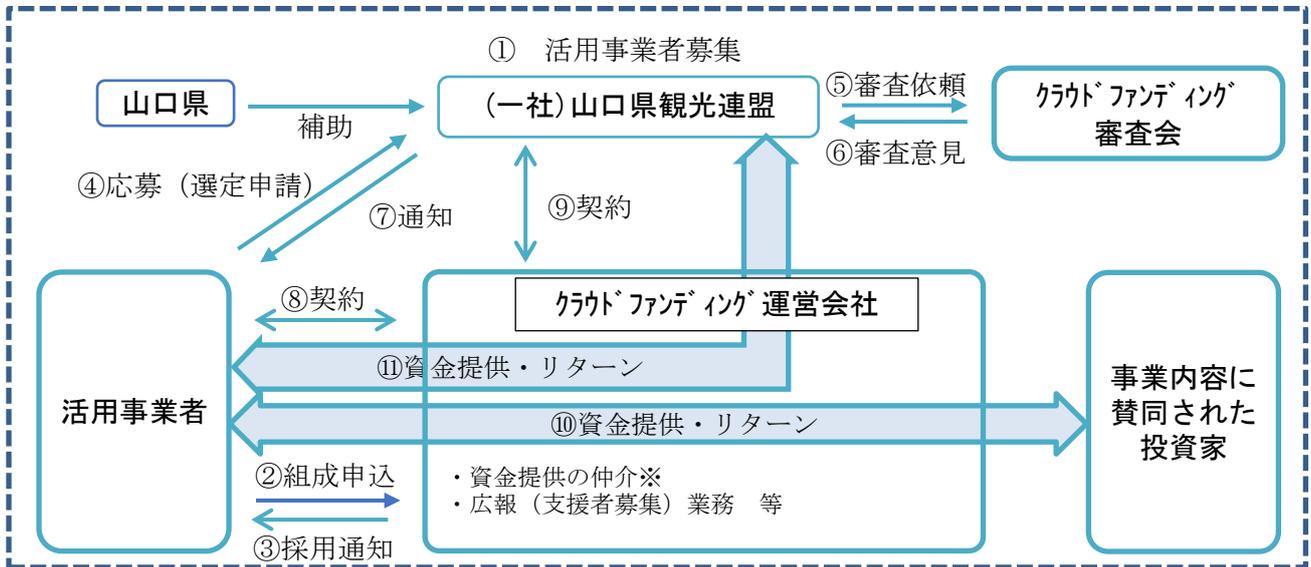
【活用事業者募集から支援投資までの手続きフロー】

《投資型》



※匿名組合契約などの有価証券を取り扱う行為等を業として行うことができる者として、金融商品取引法に基づき第二種金融商品取引業の登録を受けている者

《購入型》



※リターン (サービス・商品 (サービス利用券・商品引換券等) の提供) は、活用事業者から直接、受け取ります。

2 募集内容

(1) 対象事業

支援の対象となる事業は、以下の要件を全て満たすもので、クラウドファンディングの募集額の全額を観光交流拠点の整備の費用に充てるものとします。

ア 観光交流拠点等の要件

- (ア) 観光客の滞在時間の延長や観光消費額の増加につながるなど、観光客の誘客に資する施設・設備であり、不特定多数の観光客が利用可能であること。
(観光交流拠点と一体的に利用される工作物や設備を含む)
- (イ) 一定の収益が見込まれる事業を実施し、継続的な運営を目指すもの
(通年で運営されるものに限る。ただし、季節限定でも、一定の集客・収益があると認められる場合は、この限りではない。)
- (ウ) 他の観光交流施設等との連携が可能であり、地域の観光振興を推進するために有益と認められるもの

イ 整備の要件

- (ア) 事業に関わる各種法令・条例等に適合するもの
- (イ) 土地・建物所有者の同意を得ているもの
- (ウ) 当連盟による支援投資の日から、原則として、6か月以内に整備に着工し、かつ、1年以内に整備及び整備完了報告手続を全て完了するもの
- (エ) 設備の場合は、観光交流拠点等に付随する工作物や設備であるもの

ウ 実施する事業内容の要件

- (ア) 観光客の増加に継続的に資するもの（地域の賑わいや交流人口の拡大に資するもの、観光客に開かれたもの、暮らしや文化の継承等に資するものなど）
- (イ) 事業に関わる各種法令・条例等に適合するもの
- (ウ) 土地・建物所有者の同意を得ているもの
- (エ) 地域への事前説明等を行い、理解を得られたと認められるもの
- (オ) 事業計画に具体的な事業化の内容、目標数値が明記されているもの
- (カ) その他CF活用事業の対象としてふさわしいもの
(利用者を特定の団体・会員等に限定するものは認められません)

エ 利用するクラウドファンディングの要件

- (ア) クラウドファンディングで、選定後1箇月以内を目途に資金の募集を開始するもの

(2) 対象者

活用事業者で、以下の要件を全て満たすものとします。

- ア 法令上、投資型クラウドファンディングを活用するため、匿名組合契約の営業者となることができない者（特定非営利活動法人、公益社団法人等）でないこと
- イ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと
- ウ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと
- エ 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと
- オ 次に掲げる団体でないこと
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定

- する暴力団をいう。)
- (イ) 代表者又は役員が暴力団員である団体
 - (ウ) 団体の経営に暴力団員が実質的に関与している団体
 - (エ) その他申請者としてふさわしくない団体

3 支援内容

(1) 支援対象事業件数

2事業程度（予定）

(2) 支援投資等

活用事業者がクラウドファンディングにおいて、募集目標金額の2分の1以上の資金を獲得した場合に支援投資（出資限度額内）するほか、観光交流拠点等として整備された施設のPR等を行います。

ただし、設定した募集期間に獲得金額が募集目標金額の2分の1に満たない場合には、当連盟による支援投資等の対象外となりますので、御留意ください。

なお、クラウドファンディングで集める資金の費用の用途は、全て観光交流拠点等の建設・改修費用に充てることとします（人件費等、事業の実施に要する費用は対象外です。）

ア 出資金額

【投資型クラウドファンディングを活用する場合】

1事業につき、上限500万円（募集目標金額：下限100万円）とします。

【購入型クラウドファンディングを活用する場合】

1事業につき、上限100万円（募集目標金額：下限60万円）とします。

イ 支援投資の時期

募集期間内に募集目標金額の2分の1以上の資金を獲得できた場合、支援投資の請求を行っていただきます。支援投資はCF運営会社を通じて行います。

ウ 整備施設のPR等

対象事業の資金募集について周知するほか、観光交流拠点等として整備された施設のPR等を行います。

(3) ファンド運用期間中の活用事業者の経費負担

ファンド運用期間中に要する経費（手数料等のランニングコスト）については、活用事業者の負担となります。詳しくは活用するCF運営会社にご確認ください。

4 募集期間（事前協議の申出期間）

2020年4月17日（金）から2020年12月25日（金）まで

※予算が無くなり次第、募集を終了します。

5 事前協議の実施

(1) 事前協議の申請

事前協議の日時を予約の上、原則として、以下の必要書類一式を、当連盟窓口へ直

接持参してください。(事前協議がない場合は、事業選定の申請に進めません。)

(必要な書類)

【投資型クラウドファンディングを活用する場合】

ア 事前協議申請書

様式は当連盟で配布します。当連盟のホームページからもダウンロードできます。

イ 観光交流拠点等の建設・改修工事等に係る書類

(ア) 土地・建物の権利関係を示す書類

a 土地・建物の所有権を証する登記簿謄本

b 土地・建物の賃貸借契約及び事業の実施について所有者の合意が得られていることを証する契約書等 (活用事業者が土地・建物を所有していない場合)

(イ) 工事概要書

(ロ) 現況図 (配置図、各階平面図、立面図、付近見取り図等)

(ハ) 建設・改修計画図 (配置図、各階平面図、工事部分の立面図)、その他 (工事の内容・仕様及び範囲がわかる図書等)

(ニ) 構造改修計画図

(ホ) 工事見積書 (概算でも可)

(ヘ) 建築基準法で定める建設・改修の許可証

※ 工作物・設備のみの場合は、(イ)～(ホ)に相当するものを提出してください。

ウ 事業に係る書類

(ア) CF活用事業に係る事業計画書

(イ) 過去3期分の決算書及び内訳書 (連結決算をしている会社がある場合、該当する会社の直近の決算書)

(ロ) 直近月の試算表

(ハ) 直近1年分の税務報告書 (法人税、別表1、2、4、5、7、法人税概況説明書)

(ニ) 申請者の概要・実績のわかる資料 (パンフレット・説明資料など)

(ホ) 代表者のプロフィール

エ その他、当連盟の会長が必要と認める書類等

【購入型クラウドファンディングを活用する場合】

上記の投資型クラウドファンディングを活用する場合に必要な書類のうち、「ウ 事業に係る書類・(イ)、(ロ)、(ハ)を除く書類

(2) 現地調査の実施

事前協議に先立ち、当連盟の担当者が現地調査を行います。現地調査の日時を予約の上、現地にて、申請者、設計者及び施工者等の立会いのもと、事業の概略説明をお願いします。

その後、事前協議に必要な書類をもとに、観光交流拠点等の建設・改修工事の内容・事業の内容について、活用事業者と協議を行います。

(3) CF運営会社による審査

当連盟との事前協議と並行して、CF運営会社によるクラウドファンディングの利用に向けた事業計画の審査を受けていただきます。

また、事前協議の申請を受けた内容や支援投資の方法等について、当連盟から活用事業者が選択するCF運営会社に連絡・確認等を行います。

なお、クラウドファンディングの活用について、あらかじめ、クラウドファンディ

ング取扱金融機関等に御相談されることをおすすめします。

当連盟に事前協議の申請等をした場合であっても、CF運営会社の審査の結果、不採択となり、クラウドファンディングの利用を開始できない場合がありますので御留意ください。

(5) 事前協議の終了

CF運営会社による事業計画の審査の結果、採択された場合には、その内容を示す書類（「事業適正評価調査結果」等）を提出してください。当連盟から事前協議終了通知書を交付します。事前協議終了通知書がなければ、本申請はできません。

6 事業選定の申請（本申請）…2020年4月17日（金）～2020年12月25日（金）まで

(1) 事業選定の申請

あらかじめ、日時を予約の上、原則として、以下の必要書類一式を、当連盟窓口へ直接持参してください。（事前協議で指摘した事項がある場合、補正された資料の提出がない場合は、事業選定の申請に進めません。）

（必要な書類）

【投資型クラウドファンディングを活用する場合】

ア 出資金交付申請書

イ 観光交流拠点等の建設・改修工事等に係る書類

(ア) 土地・建物の権利関係を示す書類

a 土地・建物の所有権を証する登記簿謄本

b 土地・建物の賃貸借契約及び事業の実施について所有者の合意が得られていることを証する契約書等（活用事業者が土地・建物を所有していない場合）

(イ) 工事概要書

(ウ) 現況図（配置図、各階平面図、立面図、付近見取り図等）

(エ) 建設・改修計画図（配置図、各階平面図、工事部分の立面図）、その他（工事の内容・仕様及び範囲がわかる図書等）

(オ) 構造改修計画図

(カ) 工事見積書（概算でも可）

(キ) 建築基準法で定める建設・改修の許可証

ウ 事業に係る書類

(ア) CF活用事業に係る事業計画書

(イ) 過去3期分の決算書及び内訳書（連結決算をしている会社がある場合、該当する会社の直近の決算書）

(ウ) 直近月の試算表

(エ) 直近1年分の税務報告書（法人税、別表1、2、4、5、7、法人税概況説明書）

(オ) 申請者の概要・実績のわかる資料（パンフレット・説明資料など）

(カ) 代表者のプロフィール

(キ) CF運営会社の事業評価調査結果（募集型、運用期間、募集額が明記されているもの）

エ その他、当連盟の会長が必要と認める書類等

【購入型クラウドファンディングを活用する場合】

上記の投資型クラウドファンディングを活用する場合に必要な書類のうち、「ウ 事業に係る書類・(イ)、(ウ)、(エ)を除く書類

7 選定方法等

(1) 支援対象事業者の選定

クラウドファンディング審査会において、支援投資の対象として選定すべき事業者について審査します。

《審査会委員》

県担当部局、観光交流拠点等が存在する市町の観光部局・観光協会及び当連盟

※本審査については、CF運営会社の審査とは別に行うものであり、本事業の対象としてふさわしいかどうか審査の対象となります。

(2) 選定結果の通知等

選定結果は、申請者に文書にて通知します。

なお、提出書類は選定されなかった場合でも返却しません。

8 支援投資の請求（出資金の支払）

活用事業者がクラウドファンディングにおいて、募集目標金額の2分の1以上の資金を獲得できた場合、当連盟からの支援投資を請求することができます。

募集期間内に、募集目標金額の2分の1に達しなかった場合には、支援投資の対象とはなりませんので、御留意ください。

支援投資は、CF運営会社を通じて行います。

(必要な書類)

ア 出資金支払請求書

イ CF運用会社が発行した、クラウドファンディングの募集結果等を示す書類

ウ 事業選定結果の通知書（文書）の写し

エ その他、当連盟の会長が必要と認める書類

（支援投資完了期限）2021年3月10日（水）まで

9 整備完了報告・完了検査

(1) 整備完了の報告

整備は、原則として、支援投資の日から6か月以内に着手し、支援投資の日から1年以内に完了してください。完了した時は、20日以内に整備完了報告書を当連盟に提出してください。

(2) 完了検査

検査日時を予約の上、申請者、設計者及び施工業者等の立ち会いのもと、当連盟が完了検査を行います。

完了検査で、事業選定申請の内容に適合し、整備が完了していると認められたときは、整備完了確認通知を交付します。

申請内容と相違し、整備が完了していると認められないときは、是正措置を命じます。是正措置に応じられない場合は、当連盟からの支援投資の決定を取り消すこともあります。

10 その他重要事項

(1) 出資金の返還を求める事例

CF活用事業は、国の地方創生推進交付金を活用して実施する予定ですので、次の場合には、出資金の返還を求める場合があります。

- 観光交流拠点等の整備について定める期日までに整備を完了しない場合
- 観光交流拠点等の整備内容が申請内容と異なる場合
- 観光交流拠点等を活用した事業内容が申請内容と大きく異なると認められる場合
- 耐用年数*を超えない範囲で、観光交流拠点等の機能を廃止した場合等
- ※「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)で定める耐用年数

(国庫補助金等の取扱い)

取得財産のうち、不動産及びその従物、1件当たりの取得価額が50万円以上の機械及び器具について、出資金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し又は担保に供してはならない 等

※出資金を交付目的外に活用する場合には、出資金の返還の必要性等を検討する必要がありますので、あらかじめ、当連盟に連絡してください。

手続きの基本的な流れ

クラウドファンディングの活用について、あらかじめ、CF運営会社等に御相談に行かれることをおすすめします。

また、手続きは、以下を基本に、活用事業者、CF運営会社と相談・調整しながら進めます。

《募集要項の確認》

- 実施しようとしている観光交流拠点等の整備事業が、この募集要項に記載する要件等に合致するか確認してください。
- CF運営会社は、申請者が選択できることとしていますので、投資型又は購入型のクラウドファンディングの取扱のある金融機関を選択し、相談を行ってください。
その際、本募集要項による支援事業を活用したい旨を御説明ください。



《事前協議の申請》

- 事前に日時を予約の上、事前協議に必要な書類一式を、当連盟窓口へ持参してください（事前協議は、次の現地調査と併せて実施することも可能です）。



《現地調査の実施》

- 事前に日時を予約の上、現地にて、申請者、設計者及び施工業者等の立会いのもと、観光交流拠点等の整備事業の概要を説明してください。
（事前協議と併せて実施する場合には、事前協議に必要な資料を御持参ください。）



《事前協議の実施》

- 事前協議に必要な資料をもとに、観光交流拠点等の建設・改修工事の内容・事業の内容について、申請者と協議を行います。



《CF運営会社への利用の申込》

- CF運営会社に、観光交流拠点等の整備事業の実施に当たり、クラウドファンディングの利用を申し込んでください。
- 事前協議の申請を受けた内容や支援投資の方法等について、当連盟から活用事業者が選択するCF運営会社に連絡・確認等を行います。
※当連盟による事前協議と並行して進めていただいて構いません。



《CF運用会社による事業計画の審査》

- クラウドファンディングの利用に向けて、CF運営会社による事業計画等の審査を受けてください。
その際、本募集要項による支援事業を活用したい旨を御説明ください。
- 採択された場合、CF運営会社から採択通知を入手してください。



《本申請》

- 本募集要項に基づき、本申請を行っていただきます。
- CF運用会社による事業計画の審査等により、事前協議書類の変更がある場合には、変更内容について、当連盟担当者に説明してください。



《審査会》

- 県、観光交流拠点等が存在する市町の観光主管課、当連盟による審査会を開催し、支援対象としての適否について審査します。



《事業選定結果の通知》

- 申請者に審査結果について、文書で通知します。
(不採択となった場合にも、文書で通知します。)



《クラウドファンディングの利用開始》

- 事業選定結果の通知後、速やかにクラウドファンディングの募集を開始してください。



《募集目標金額2分の1以上の資金獲得》

- クラウドファンディングの募集期間内に、募集目標金額の2分の1以上の資金を獲得できた場合、CF運営会社を通じて支援投資（出資限度額内）します。

《ここまでを、2021年3月10日（水）までに完了する必要があります。》



《整備開始》

- 投資家と当連盟の投資により、募集目標金額に達した場合、速やかに観光交流拠点等の整備に着手してください。

《ここまでを、原則として、支援投資の日から6か月以内に完了する必要があります。》



《整備完了報告》

- 観光交流拠点等の整備が完了したら、整備完了報告書（出資事業実績報告書）により、当連盟に報告していただきます。
- 検査日時を予約の上、申請者、設計者及び施工業者等の立ち会いのもと、当連盟が完了検査を行います。
- 完了検査で、事業選定申請の内容に適合し、整備が完了していると認められたときは、整備完了確認通知を交付します。
(是正措置)
- 申請内容と相違し、整備が完了していると認められない場合には、是正措置を命じます。是正措置に応じられない場合、また、期限内に完了しない場合は、当連盟からの初期費用負担及び支援投資の決定を取り消すこともあります。

《ここまでを、支援投資の日から1年以内に完了する必要があります。》



【購入型クラウドファンディングを活用した場合】

《商品・サービスの提供》

- 活用事業者によるサービス・商品（サービス利用券・商品引換券等）の提供を受けます。
- 活用事業者から提供を受けたサービス・商品（サービス利用券・商品引換券等）については、体験モニターなど、活用事業者によるサービスの向上等に資する取組に活用します。

【投資型クラウドファンディングを活用した場合】

《事業報告・監査》（毎年度）

- クラウドファンディングの運用期間中、毎年度、事業の進捗状況や売上等について報告いただくとともに、必要に応じて、当連盟の担当者による監査を受けていただく場合があります。



《事業実績報告書》

- クラウドファンディングの運用期間が終了しましたら、事業実績報告書（出資事業完了報告書）を提出していただきます。

■お問い合わせ先

一般社団法人山口県観光連盟

TEL：083-924-0462

FAX：083-928-5577